

第1章 南三陸町総合計画について

1 総合計画策定の趣旨

本町は、進行する少子高齢社会や時代の要請である地方分権社会に的確に対応する手段として、平成17年10月1日に合併し、本地域の更なる飛躍と発展を図るべく、南三陸町としての新たな歴史を刻みはじめたところです。

志津川町・歌津町合併協議会においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第2項の規定に基づき、新町建設計画を策定しています。この建設計画は、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

本計画は、新町建設計画の趣旨を尊重し、旧町の地域資源や歴史・文化を受け継ぎ、均衡あるまちづくりを図るために、その内容を活かした形で策定するものです。

時代の潮流である人口減少社会、環境問題の深刻化、世代間の価値観のギャップ、地域経済衰退への懸念、防災等における地域としての危機管理のあり方などの諸課題は、行政と住民の協働の手法により、その解決の糸口を見いだし、南三陸町独自の地域政策を展開していくことが重要となります。

本計画は、以上のような本町のこれからまちづくりを取り巻く様々な課題を政策に反映し、新しいまちづくりの指針とするために策定するものです。

2 総合計画の役割と性格

本計画は次のような6つの役割と性格を担う計画とします。なお、本計画の策定にあたっては「参加と公開」の理念のもと、町民参加体制、庁内検討体制等を構築し、その取りまとめ作業を進めました。

① まちづくりの最上位としての計画

本計画は、新町建設計画を発展的に継承・包含するとともに、各種個別計画の指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であるとともに、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有するものです。

② 安全安心のまちづくりを具現化する計画

本計画は、町民の生命及び財産を守り、子どもから高齢者まで健やかに安心して暮らしていける環境づくりを、行政の第一の使命であると位置付け、町民が「真に安心して暮らしていけるまち」の実現に向けた計画とします。

③ 地域戦略としての計画

本計画は、少子・高齢化の進行により予想される生産年齢世代の減少などの構造的問題からくる財政規模の縮小、それと相反する形で顕在化していく行政ニーズの多様化・増大といった課題に的確に対応し、地域間競争を生き抜くための戦略的な役割を担う計画とします。

④ 住民・民間活動との連携・協働につなげる計画

本計画は、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、その参画方法や活動方法、役割分担のあり方など、町民と行政の共通理解を促す計画とします。

⑤ 計画的・効率的行政運営の指針としての計画

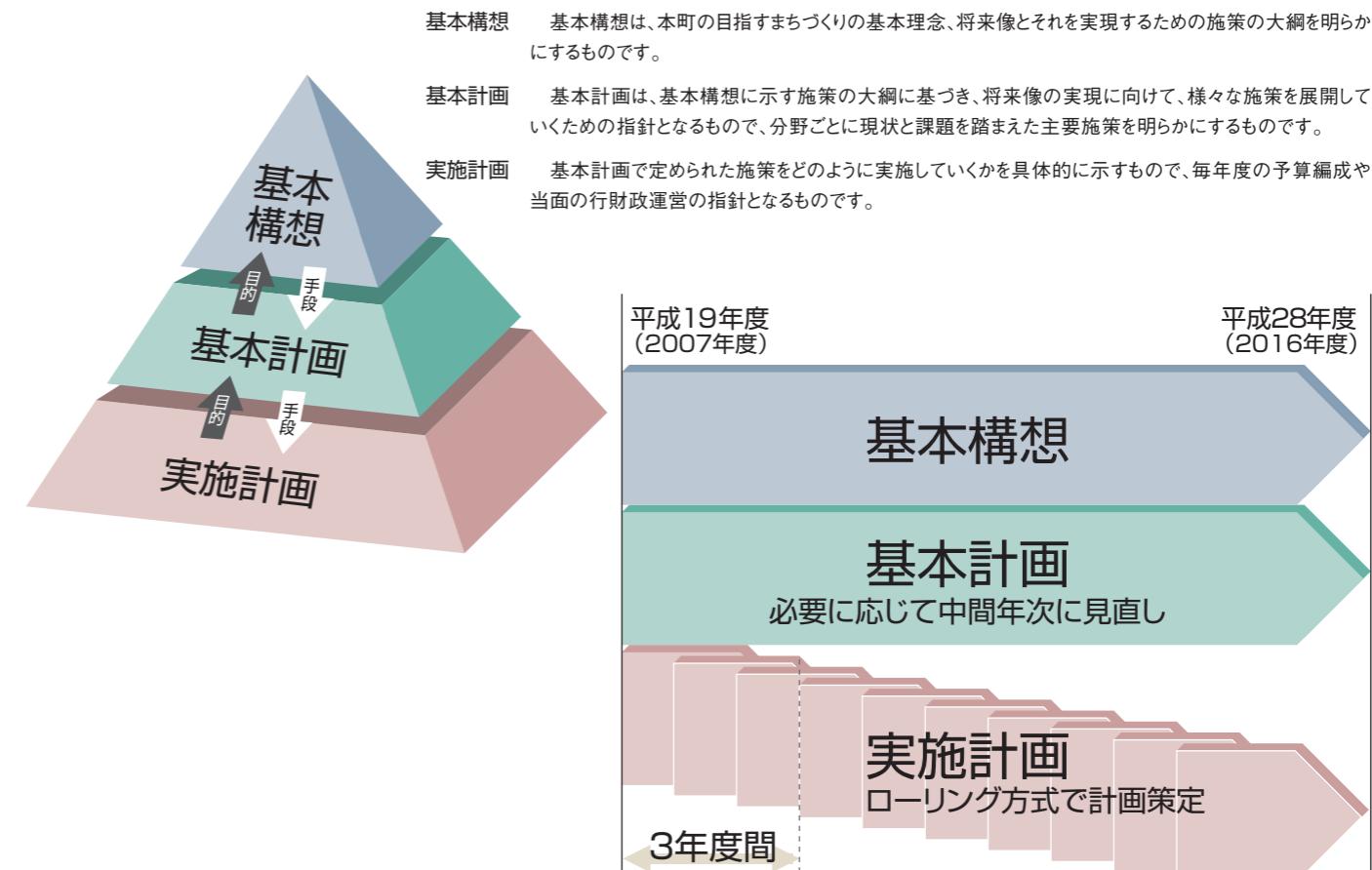
本計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とし、長期的な展望に立った計画的・効率的行政運営の指針を示すものであり、計画策定後は※行政評価の視点から事業の検証が可能な計画とします。

⑥ 南三陸町の個性を基調とした計画

近年、個々の市町村の主体性や独自性が問われています。本計画は、地域のブランド化を意識した、南三陸町を内にも外にも誇れるまちづくりを促す計画とします。

3 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



実施計画は、毎年、向こう3年度間を期間として、※ローリング方式で策定し、別に公表します。

※行政評価 行政活動を評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成等に活用する仕組み。

※ローリング方式 総合計画などの長期の事業計画の実施過程で、計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図る方式。